

**厚生労働省 令和7年度「若年技能者人材育成支援等事業」
ものづくりマイスター等の派遣による実技指導実施要綱
〔教育機関用〕**

長崎県職業能力開発協会
(長崎県技能振興コーナー)

1 目的

団塊世代の熟練技能者の大量退職等に伴い、製造業、建設業等の幅広い分野で技能の伝承が課題になっています。また、新製品の開発段階での十分な試作・調整、超精密加工、自動化された工作機械の最適な加工方法の特定など、高度な技能を身に付けるためには、その基礎となる技能訓練等を積み重ねることが若年技能者の人材育成に必要です。

ついては、教育訓練機関における若年技能者等の育成、ならびに効果的な技能の習得ができるように「ものづくりマイスター」等を派遣し実技指導を実施します。

2 実施期間

令和7年4月14日～令和8年2月27日（期間中随時実施）

3 実技指導の内容

基礎的な実技および実技にかかる知識の付与、技能レベル向上への応用技能の指導、また、技能検定試験実技課題・技能五輪全国大会競技課題を用いた指導等、要請内容に応じた指導を行う。

4 対象者

- (1) 工業高校等の専門高校に在籍する生徒、及びその指導者(教師等)。
- (2) 高等学校等の農業科・家政科・情報科等の専門科(コース)等に在籍する生徒、及びその指導者(教師等)。
- (3) 高等学校の普通科・商業科に在籍する生徒で、製造業・建設業への就職内定者。
- (4) 高等学校等において、ものづくりに関する専門コース等を履修している生徒およびその指導者(教師等)。
- (5) 特別支援学校の専門科(コース)及び専攻科に在籍する生徒及びその指導者(教師等)。
- (6) 専門学校、大学等のものづくり関連コース等に在籍する学生。

5 実施回数等

- (1) 実技指導の実施回数は、合計10回を限度とする。（技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会の参加選手に対しては40回を限度とする。）
- (2) 実施時間は1時間単位で1日3時間以内を基本とし、その範囲を超える場合は協議の上決定する。
- (3) 実技指導を実施する場所は、指導を受ける教育機関の施設を原則とし、指導会場および必要な機材等は依頼元で用意する。

6 費用負担

- (1) ものづくりマイスター等の派遣に要する費用は長崎県職業能力開発協会（長崎県地域技能振興コーナー）（以下、「コーナー」という。）が負担する。
- (2) 指導時に使用する材料は、当事業の規定の範囲内のものについてのみ、その費用の一部または全部をコーナーが負担する。（1人あたり1回につき上限税別2,000円）注：職種によっては少額規定上限の場合あり。材料は指導期間内に使用(加工)してしまうものに限る。
- (3) 上記以外（会場・設備の使用料、工具等の購入等）の費用は依頼元が負担する。

- (4) 実施当日に派遣依頼元の自己都合により中止または延期した場合、ものづくりマイスター等の派遣に要する当日の費用は依頼元が負担する事とする。(前日までに連絡があった場合は費用負担無し)

7 安全配慮

- (1) 実施先は、実技指導の実施に当たり、教材、工具、設備機器の使用、実施環境等及び参加者に対し十分な安全管理を行うこととする。
- (2) 実施先は、実技指導実施中の監督者を1人以上立ち会わせることとする。
- (3) ものづくりマイスター等の実施会場および往復途上の偶発的事故によるケガは、若年技能者人材育成支援等事業保険において補償の審査対象とする。
- (4) 気象急変の緊急注意報等が発令された場合等は実施中止または後日への延期とする。延期日程は、あらためてコーナー、ものづくりマイスターおよび派遣依頼元の三者で調整協議することとする。

8 実施方法

(1) 派遣実施の提案

コーナーは、実施希望者の要請を受けた後に依頼内容に沿った実技指導を提案することとする。なお、実施希望者は実施希望日の14日前までに、コーナーへ要望することを基本とする。

(2) 学校等の事前打合せ等

指導内容や手法について事前協議が必要な場合は、コーナー、ものづくりマイスターおよび派遣依頼者の三者による面談を行い、実施の可否、詳細の内容を確定のうえでマイスター派遣依頼を行う。

(3) 実施申込

派遣依頼内容の確定後、実施希望者は、実施日程、場所、時間、実技指導内容等の事項を記入した代表者押印による「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導申込書（様式教1）」をコーナーへ提出することとする。

(4) 実施決定等

コーナーは、「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導申込書（様式教1）」の内容をもとに派遣の可否等を決定し、実施希望者には、「ものづくりマイスター等の派遣による実技指導決定通知書（様式2）」を通知することとする。（ものづくりマイスター等の選出および派遣依頼等については、コーナーが行うこととする。）

(5) 実技指導

実施先は、計画に基づき実技指導を実施することとする。

(6) アンケートの実施

コーナーは、実技指導完了時に依頼者および受講者に対してアンケート（アンケート様式第1号及び第2号）を実施する。

9 その他

その他、本要綱に定められていない事項は、コーナーと実施先等で協議して決めることとする。